

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 0 月 5 日

各都道府県・指定都市教育委員会  
各都道府県私立学校担当部局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
地方公共団体の学校設置会社担当部局  
各国公立大学法人附属学校担当部局  
全国学力・学習状況調査担当課 御中

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

令和 2 年度全国学力・学習状況調査の問題冊子等の活用状況に関する  
アンケートへの御協力について（依頼）

全国学力・学習状況調査の実施に当たっては、御理解・御協力いただきありがとうございますとございます。

令和 2 年度全国学力・学習状況調査については、新型コロナウイルス感染症の学校教育への影響等を考慮し、今年度は調査を実施いたしませんでした。

本調査の問題冊子等については、「令和 2 年度全国学力・学習状況調査の問題冊子等の配布について」（令和 2 年 6 月 2 日付け事務連絡）でお知らせしたとおり、例えば、児童生徒の学力・学習状況の把握、日々の授業や教材研究、各学校での研修会や研究授業、各教育委員会等での研修会の資料など、各自自治体や学校の判断で、児童生徒の教育指導の改善・充実に向け、有効に活用いただけるよう、各教育委員会や学校等へ配布いたしました。

問題冊子等の活用状況等について把握し、今後の施策の改善に活かすため、別添のとおりアンケートを実施させていただきますので、可能な範囲で、ご協力下さるようお願いいたします。

別紙を御参照いただき、「令和 2 年度全国学力・学習状況調査 Web システム」より、令和 2 年 1 0 月 2 3 日（金）までに御回答いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、都道府県私立学校担当部局におかれては調査に係る域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当部局におかれては調査に係る域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人附属学校担当部局におかれては調査に係る附属学校に対して、御周知いただきますようお願いいたします。

< 本件担当 >

総合教育政策局調査企画課学力調査室  
電話：03-5253-4111（内線 3726）